

公的病院運営支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市内にある公的病院の運営に要する経費を補助することにより公的病院を支援し、地域医療の確保及び充実に資することを目的とする。

(公的病院)

第2条 この要綱において、公的病院とは医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示（昭和26年厚生省告示167号）第5号に掲げるものが開設する医療機関をいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる公的病院は、田原市内にある公的病院とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、公的病院の運営及び活動に要する経費とする。ただし、別表に掲げる経費は対象外とする。
- 3 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内において、当該補助事業の実施に要した実績額とする。
- 4 前項の補助金の額について、算出された額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付申請のほか、事業内容の変更、事業実績報告、補助金の請求等については、田原市補助金交付要綱（以下「市交付要綱」という。）による。

- 2 補助金の交付申請書の提出時期は、当該年度の7月31日までとする。

(その他)

第6条 この要綱及び市交付要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(公的病院高度医療機器等整備支援事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 公的病院高度医療機器等整備支援事業補助金交付要綱は廃止する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急医療施設運営に関する事業 (2) 高度医療機器等整備支援に関する事業 (3) 医療従事者等確保に関する事業 (4) その他公的病院の運営及び活動に要する経費として市長が適当と認めるもの
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 研修経費のうち慰労的なことに係る経費 (2) 交際費、慶弔費、親睦会費及び演芸等鑑賞会に係る経費 (3) 積立金 (4) 他団体（傘下団体を除く）へ行う助成 (5) 第1条に規定する目的に沿わない活動に要する経費 (6) 政治的・宗教的な活動に要する経費 (7) 他の補助事業の対象となる経費 (8) その他市長が適当でないとする経費